岩手県高等学校文化連盟会計規程

 　岩手県高等学校文化連盟規約第20条により、会計規程を次のとおり定める。

第１条　入会金および会費は、下記の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分課程部等 | 生徒 | 職員 |
| 全 日 制 課 程 | 入会金会費 | 600円×新入生数800円×在籍生徒数 | 800円×職員数 |
| 定 時 制 課 程 | 入会金会費 | 300円×新入生数300円×在籍生徒数 |
| 通 信 制 課 程 |
| 特別支援学校高等部 |
| 分　　　　　　　校 |

2　新入生は入会金と会費、新入生以外は会費を納入するものとし、納期は加盟申込と同時に毎年5月末日までとする。

第２条　旅費支給規程は別に定める。

第３条　上部団体負担金は、当該団体の規程による金額を加盟金として納入する。

第４条　支部運営費及び専門部運営費は、予算の範囲内で補助する。

第５条　本県高等学校文化活動に貢献するものに対して、研究調査費を補助することができる。

第６条　全国高等学校総合文化祭に、県代表として参加する生徒に対し、旅費の実費を補

助することができる。

第７条　全国高等学校総合文化祭への派遣費を補助するために特別会計を置くことができる。

 附　　則

１　この規程は、平成６年４月１日から施行する。

２　この規程は、平成14年４月19日から施行する。

３　この規程は、平成17年４月22日から施行する。

４　この規程は、平成22年３月31日から施行する。

５　この規程は、平成27年４月１日から施行する